

運 営 費 支 給 額 算 定 基 準 等

別記1 公定価格の各種加算の認定は次による。

1 各種加算の要件等

各種加算の要件等は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官通知、28文科初第727号文部科学省初等中等教育局長通知、雇児発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるとおりとする。

2 各種加算の申請

- (1) 各種加算（高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算を除く。）の認定を受けようとする者は、特定教育・保育等に要する費用の額の各種加算認定申請書（別記第11号様式）に必要な書類を添えて、区長が定める期日までに提出しなければならない。
- (2) 高齢者等活躍促進加算の認定を受けようとする者は、高齢者等活躍促進加算認定申請書（別記第12号様式）に必要な書類を添えて、区長が定める期日までに提出しなければならない。
- (3) 施設機能強化推進費加算の認定を受けようとする者は、施設機能強化推進費加算認定申請書（別記第13号様式）に必要な書類を添えて、区長が定める期日までに提出しなければならない。

3 各種加算の認定

区長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは各種加算の認定を行う。この場合において、特定教育・保育等に要する費用の額の各種加算認定通知書（別記第14号様式）又は高齢者等活躍促進加算認定通知書（別記第15号様式）又は施設機能強化推進費加算認定通知書（別記第16号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 実績報告

高齢者等活躍促進加算及び施設機能強化推進費加算の適用を受けた者は、区長が定める期日までに、高齢者等活躍促進加算報告書（別記第17号様式）又は施設機能強化推進費加算報告書（別記第18号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

別記2 給食調理員配置加算、零歳児保健師等配置加算、零歳児調理員加算、11時間保育士加算、延長保育士加算の月額単価は、下表職員単価表を適用する。

職員単価表（単価は全て1人当たりの単価）

（単位：円）

区 分	職 種	設置主体 区分別	月 額 単 価					1 歳児園
			平均勤続年数					
			10 年以上	7年以上 10 年未満	4年以上 7年未満	4年未満	処遇改善加算 停止	
常勤 職員	保育士	公立	385,900					
		私立	461,430	453,240	445,040	428,650	412,270	
	調理員	公立	318,350					
		私立	383,640	376,820	369,990	356,330	342,680	
	保健師	公立	450,810					
		私立	507,460	498,450	489,430	471,400	453,370	
非常勤 職員	保健師	公立	225,410					
		私立	253,730	249,230	244,720	235,700	226,690	

別記3 賠償保険加算の単価の算定は次による。

(「保育所定員」 × 150 円) - 「下表の民間施設賠償保険加算年額」

民間施設賠償保険加算年額単価表

(単位: 円)

施設の定員	50 人以下	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110
年額単価	7,320	7,920	8,760	9,360	9,960	10,680	11,760
施設の定員	111～120	121～130	131～140	141～150	151～160	161～170	171 人以上
年額単価	12,720	13,800	14,880	15,840	16,920	18,120	19,080

別記4 欠員等対策費の単価及び算定基礎は次による。

1 保育士数の特定

年度当初に設定した年齢別定員及び、各月初日現在の年齢別在籍児童数を基礎に、保育士配置基準（本要綱による区加算保育士を含む。）に基づき算出された保育士数が、いずれの場合においても常勤保育士（非常勤保育士での配置を求めている場合は非常勤保育士）で充足されていること。

ただし、定員に基づく保育士数の算出に当たっては、子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度開始）への移行に伴う必要保育士数の増を鑑み、当面の間、基本分単価に係る 1 名（保育標準時間認定受入加配分）を除く。

2 算定除外

次のいずれかに該当するときは、（１）については「その月分」を、（２）については「その年度分」を、それぞれ補填額の算定から除外する。

- （１）上記により特定された保育士数が、月の初日において現に勤務する常勤保育士で充足されていないとき。
- （２）「国の保育所運営費特別調整費適用保育所」

3 欠員数の算出方法

欠員数は、定員（第 17 条第 1 項により報告された数）の合計と入所児童の合計の差とする。

ただし、各年齢区分で欠員と過員（第 17 条第 1 項により報告された年齢別定員を超えて入所した数）が生じている場合は、次のとおりとする。

- （１）欠員の年齢区分より低い年齢区分に過員が生じている場合は、欠員数から過員数を差し引く。
- （２）欠員の年齢区分より高い年齢区分に過員が生じている場合は、欠員数から過員数を差し引かない。

4 途中入所児数の算出方法

「運営費年齢（入所した日の属する月の初日における満年齢）」が「入所年齢（入所する年度の前年度末における満年齢）」を超えたとき、同一年度内について、入所された月から退園するまで、もしくは年度末までの間、年齢別に算出する。

なお、この場合の入所年齢区分は、入所年齢とする。

5 月額単価

（１）欠員

(常勤保育士月額単価÷年齢別保育士配置基準) + (民間施設振興費加算) + (施設整備費) ※10 円未満切上げ

（２）途中入所児

(常勤保育士月額単価÷年齢別保育士配置基準) + (一般生活費) + (3 歳以上児主食給食費加算 + 零歳児用備品費加算) の年齢別差額 ※10 円未満切り上げ

（３）常勤保育士月額単価

別記 2 「職員単価表」に定める「常勤職員（保育士）」の単価を適用する。

6 請求時期

前項により算出された補填金額は、毎月の運営費と同時に請求すること。

7 提出書類

毎月の請求時に、欠員等対策費計算書を提出すること。

8 一時預かり事業（余裕活用型）実施時の調整方法

一時預かり事業（余裕活用型）を実施する施設の欠員等対策費については、前2項の規定に関わらず、当該事業の当月実績を報告した後請求すること。この場合において、下記に定める調整単価に当月の受入児童数を乗じた額を、当月の年齢別欠員等対策費のうち最も高額なものから順に差し引くこと。

調整単価：0～2歳児 2,000 円、3歳児 900 円

別記5 特別支援保育費の算定は次による。

- 1 特別支援保育費の増員加算の対象となる特別支援職員は、大田区特別な支援を要する児童に対する保育の実施等に関する要綱第2条に定める対象児の受入れにあたり、当該児童の処遇向上のために増配置する保育士であって、別記13の5（1）アに定める施設独自職員のうち、公定価格上の加算（療育支援加算、チーム保育推進加算など）による増員、産休等代替職員、施設独自保育士加算対象職員、その他補助金等により配置される職員及び月の所定労働時間が40時間に満たない職員のいずれにも該当しない者をいう。

区長は、同要綱に定める対象児の処遇向上を優先するため、一定期間、区基準職員の充足を待たずに当該加算を適用することができるものとする。ただし、この場合は次年度の増員継続加算の要件を満たさないものとする。

- 2 特別支援保育費の増員継続加算は、前年度に同要綱に定める対象児を月3名以上受入れ、3月時点で特別支援職員（最低3名分）を増配置していた施設が、児童の卒園等が生じる翌年度においても増配置を維持する場合に1年間算定すること。なお、この場合の増配置とは、区基準職員を充足した上で行われる点に留意すること。

また、加算の適用期間であっても、増員数が不足、または他の増配置に係る加算の対象となった場合は、当該月以降を適用外とすること。

別記6 特別支援保育補填加算は、大田区特別な支援を要する児童に対する保育の実施等に関する要綱第2条に定める対象児で、かつ実年齢と異なるクラスで保育を行う児童に係る公定価格基本分単価及び保育所対策事業費における保育クラスと実年齢との単価に生じる差額を補填又は精算するものとし、単価の算定は次による。

なお、同要綱に定める対象児に該当しない場合であっても、区との協議に基づき、一時的に実年齢とは異なるクラスで保育を行う児童については、本加算の対象とする。

（1）「公定価格基本分単価（保育クラス年齢区分）」－「公定価格基本分単価（実年齢区分）」

＝「公定価格基本分単価差額」

（2）「保育所対策事業費単価（保育クラス年齢区分）」－「保育所対策事業費単価（実年齢区分）」

＝「保育所対策事業費単価差額」

「公定価格基本分単価差額」＋「保育所対策事業費単価差額」＝「特別支援保育補填加算単価」

別記7 1歳児園保健師等配置加算の月額単価は、別記2「職員単価表」に定める「常勤職員（保健師）1歳児園」の単価を適用する。なお、当該加算の対象として保健師等を配置する場合には、月の所定労働時間を少なくとも80時間以上確保すること。また、零歳児保健師等配置加算同様、月の所定労働時間に関わらず、当該職員が他業務を兼務する場合には加算の対象とならないため注意すること。

別記8

- 1 延長保育事業費の単価は次による。 (単位：円)

類 型	対象児童数	月 額 単 価	
		延長保育実施保育所	1歳児園加算
1時間延長	5人以下	75,000	133,700
	6人～9人	178,500	
	10人～19人	210,170	
	20人以上	252,600	
2時間延長	2人以下	75,000	
	3人～5人	125,100	
	6人～9人	251,140	
	10人～19人	354,000	
	20人以上	486,800	

ただし、1歳児園加算については、事業実施月において、1人以上の利用実績がある場合のみ加算対象とする。

- 2 延長保育事業費の算定基礎となる対象児童及び延長保育補食費の対象児童は、「1時間延長」又は「2時間延長」のサービスを受けるに当たり、その保護者が月極めの利用契約を月の初日において締結している児童であって、第15条第1項に基づく請求に際して、区長に報告しているものとする。

また、延長保育事業費及び延長保育補食費を受給する保育所は、対象児童を含むすべての延長保育利用児童に関し、以下の実績数に基づき算出する平均利用児童数その他別記第9号様式に記載する事項について報告を行うこと。

類型	算出に用いる実績数
1時間延長	延長時間開始後31分時点の児童数
2時間延長	延長時間開始後1時間31分時点の児童数

- 3 前項にいう「月極めの利用契約」とは、契約時点で定額の利用料が発生し、保育所の開園日であれば、当該契約で定める1日の利用時間を限度に、延長保育の提供を受けられるサービスのことを指す。

このため、月極めの契約であっても、利用実績に応じて利用料が決定する形態の契約は、原則これに該当しない。

- 4 一日単位の利用（スポット延長）や、契約上、延長時間開始後31分以上の利用が想定されない利用形態の児童は延長保育事業費及び延長保育補食費の算定の対象としない。

別記9 産休等代替職員費加算の単価は次による。

(単位：円)

職 種	日 額 単 価
保育士、看護師、介護職員、保健師、母子指導員、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員、セラピスト、栄養士、調理員、心理判定員、医師、マッサージ師	全日勤務 9,810
	半日勤務 4,910
上記以外の職種 (ただし、施設長を除く。)	全日勤務 7,850
	半日勤務 3,930

別記10 「震災対策費（備蓄食糧）」の単価の適用対象は次による。

	定員	0歳児 定員を除く	1日目			2日目			3日目			計
			朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	
園児 残留率			100 %	100 %	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %	0 %	
備蓄 必要数			無	無	有	有	有	有	有	有	無	
(例) A 保育園	100	90	0	0	90	90	45	27	27	27	0	306

別記11 「震災対策費（保存水）」の単価の適用対象は次による。

	定員	1日目			2日目			3日目			計
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	
園児 残留率		100 %	100 %	100 %	100 %	50 %	30 %	30 %	30 %	0 %	
備蓄 必要数		無	無	有	有	有	有	有	有	無	
(例) A 保育園	100	0	0	100	100	50	30	30	30	0	340

別記12

- 1 保育所地域活動事業における特別保育科目設定実施事業とは、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することで、児童福祉の向上を図ることを目的した次の事業とする。
 - (1) 世代間交流等事業
老人福祉施設・介護保険施設への訪問。あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
 - (2) 異年齢児交流等事業
保育所を退所した児童又は地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。
 - (3) 育児講座・育児と仕事の両立支援事業
地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催又は育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。
 - (4) 地域の特性に応じた保育需要への対応
地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動をしている保育所について区長が特に必要と認めたもの。
- 2 支給対象経費は、1に定める事業の実施に要する経費とする。ただし、事業の終了後も通常の保育の実施に転用可能なものの経費（高額な備品の購入費等）と区が判断した費用は含まない。

別記 13

- 1 算定基礎となる児童数、職員数等は、それぞれ月の初日現在で算定すること。この場合児童とは区長が保育の実施を決定した児童であること。
なお、月末において児童数、職員数等の乖離から運営費の過大算定が見込まれる場合は、速やかに報告を求め、再算定すること。
- 2 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、保育必要量区分、各種加算の認定等により、それぞれ単価設定されている法外援護費については、公定価格の算定基準に準じて算定すること。
- 3 「民間施設充実保育士加算」における特別保育事業とは、以下に掲げる事業をいう。
 - (1) 延長保育事業
 - (2) 一時預かり事業
 - (3) 病児保育事業
 - (4) 乳児が3人以上利用している施設
 - (5) 障害児が1人以上利用している施設
- 4 保育士等の増配置に係る各法外援護費の算定上、常勤又は非常勤と扱う職員は以下のとおりとする。
 - (1) 常勤
要綱第2条（3）に掲げる常勤で、かつ、当該事業所において、最も優遇された雇用形態（通常、「正社員」等と呼称されるもの）にあり、当該事業所における最大所定労働時間を設定される者。なお、以下の場合は、第2条（3）に掲げる常勤の定義に該当するか否かに関わらず、非常勤として取り扱うため注意すること。
 - (ア) 上記に該当しない場合
 - (イ) 最も優遇された雇用形態に属してあっても、賃金規定等の適用に明らかな差異がある場合
 - (ウ) 給与形態が時給の場合
 - (エ) その他、他の常勤との処遇に著しい差があり、その他の常勤と同一に扱うことが適切でないと区長が判断する場合ただし、「正社員」等のうち就業規則上保障された育児・介護のための部分休業を取得するために、一時的に最大所定労働時間を満たさない場合や、契約社員のうち契約期間以外の労働条件は「正社員」等と相違ない場合、その他区長が認める場合については、この限りでない。
なお、日々の運用上の職員配置に係る常勤の判断に際しては、要綱第2条（3）に掲げる要件を充足すれば足りるものとする。
 - (2) 非常勤
前号に規定する以外の者。なお、区加算職員（非常勤）として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも

80 時間以上、施設独自保育士加算対象者として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも 40 時間以上確保すること。

- 5 保育士等の増配置に係る各法外援護費については、必要とされる増配置保育士等を充足している場合にのみ算定することとし、その算定方法等は次によること。

(1) 職員の特定

ア 法外援護費の算定上、在籍する職員（保育士及び調理員等）について、有資格、無資格の順により、上位から下位に、次のように特定する。

第一 公定価格の基本分単価等に含まれる職員（以下、「国基準職員」という。）

第二 区加算職員（常勤）

第三 区加算職員（非常勤）

第四 施設独自職員

イ 上記アの各区分における保育士数は、入所児童（他区市町村からの受託児を含む）の数を基礎に、次の算式により得た数とする。

(ア) 国基準職員数

$(\text{零歳児数} \times 1 / 3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1 / 6) + (3 \text{歳児数} \times 1 / 15)$
+ $(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1 / 25)$ （チーム保育推進加算の適用を受ける場合は $1 / 30$ ）
+ 利用定員 90 人以下加配 1 + 保育標準時間認定受入加配 1
+ 主任代替保育士 1（主任保育士専任加算の適用を受ける場合）

(イ) 区加算職員数（常勤）

$\{ (\text{零歳児数} \times 1 / 3) + (1 \text{歳児数} \times 1 / 5) + (2 \text{歳児数} \times 1 / 6) + (3 \text{歳児数} \times 1 / 15) \}$
+ $(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1 / 25)$ （チーム保育推進加算の適用を受ける場合は $1 / 30$ ）
+ 民間施設充実保育士（定員 60 人以下 1、定員 91 人以上 1）+ 11 時間開所保育士（定員 61 人以上 1）
+ 延長保育保育士（延長保育実施保育所 1）} + 保育標準時間認定受入加配 1
+ 主任代替保育士 1（主任保育士専任加算の適用を受ける場合）－国基準職員数

(ウ) 区加算職員数（非常勤）

民間施設充実保育士（定員 61 人から 90 人まで 1）（特別保育事業を一つ実施している施設に限る。）
+ 11 時間開所保育士 1

(エ) 施設独自職員数 上記(ア)、(イ)、(ウ)を合計した職員数を越えて、施設が独自に配置している職員数。

(オ) 上記(ア)、(イ)における算定は、小数第 1 位（小数第 2 位以下切捨て）まで求め、合計数において 1 人未満の端数が生じたときは四捨五入すること。

(カ) (ア)、(イ)で用いる年齢別配置基準は、雇用配属上の人数だけでなく、日々の登園児童数に対する職員配置においても遵守すること。

(キ) 職員増配置に係る法外援護費を適用する場合は、付則 2 の経過措置（旧配置基準を適用し、3 歳児、4 歳以上児の年齢別配置基準を、それぞれ $(3 \text{歳児数} \times 1 / 20)$ 、 $(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1 / 30)$ ）として算定するものに関わらず、なお(ア)、(イ)による算定とすること。

(ク) (ア)、(イ)によりチーム保育推進加算の適用を受ける場合に、4 歳以上児の年齢別配置基準に係る算式を $(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1 / 30)$ とするのは、職員の特定上の人数整合のために規定するものであり、 $(4 \cdot 5 \text{歳児数} \times 1 / 25)$ とする場合に算出される職員数は、チーム保育推進加算の増員により確保すること。

(ケ) (ア)、(イ)における主任代替保育士は、常勤配置が原則であるが、主任保育士専任加算の適用上、要綱第 2 条（3）に掲げる要件（所定労働時間 120 時間/月）を充足すれば足りることとする。この場合、主任代替保育士を常勤配置する施設においては、勤務実績の縮小による 1 のなお書きの再算定を要しないものとする（勤務実績の縮小は、常勤の所定労働時間と 120 時間との差分に限り認め、主任代替保育士以外の者によるものを含めることができる。）。

ウ 職員の特定においては、非常勤職員の所定労働時間を合計して常勤職員の相当数に換算するいわゆる常勤換算は、いずれの区分においても原則行わない。

(2) 増配置の判定

ア 法外援護費の算定に係る保育士等の必要数は、区基準職員数（（1）イ（イ）において国基準職員数を差し引く前の人数）と国基準職員数との差し引きにより算出する。

イ アにより算定した必要数が配置されている場合、対応する各法外援護費を算定する。

(3) 各法外援護費算定上の留意点

ア 「零歳児保育特別対策事業費」

(ア) 零歳児保育事業に係る各補助項目（別表第1 20 番）は、要綱第7条の要件を具備し、必要とされる増配置職員をすべて充足している場合にのみ算定すること。このうち、「零歳児保健師等配置加算」及び「零歳児調理員加算」は、常勤での増配置を原則とすること。

なお、いずれの加算も保健・看護業務又は調理・栄養士業務への専従を前提としたものであるため、他業務を兼務する場合には加算の対象とならない点に注意すること。

(イ) 公定価格の栄養管理加算の認定を受ける場合、当該施設の「零歳児調理員加算」の額は別記2の単価表に基づき認定された額から当月の栄養管理加算額を差し引いた額とする。なお、法外援護費の算定に係る職員の特定においては、調理員（常勤・専従）から順に、以下栄養士を充てることとする。

イ 「11時間開所保育対策費」

(ア) 11時間開所保育事業に係る各補助項目（別表第1 21 番）は、要綱第8条の要件を具備し、「保育士」の増配置を行っている場合にのみ算定すること。

また、「11時間保育士加算」は、(2)イにより算出された常勤及び非常勤それぞれの必要数に対する充足状況に応じて個々に算定すること。

(イ) 「施設独自保育士加算」は、区基準職員数を充足し、かつ、(1)イ(エ)の施設独自職員に該当する保育士を配置する場合に算定すること。この場合の、加算対象とできる職員数の上限ほか、算定方法の詳細は6によること。なお、特別支援保育費の増員加算の適用に係る特別支援職員の配置を優先すること。

6 「施設独自保育士加算」の算定方法は下記のとおりとする。

(1) 加算上限数の算定

加算対象とできる職員数の上限を下記ア～オにより算定する。

ア 算定に用いる基準時刻を下記のとおりとする。

(ア) 開園から45分後の時点（午前7時15分開園の場合、午前8時）

(イ) 11時間開所終了の45分前（午前7時15分開園の場合、午後5時30分）

イ 基準時刻ア及びイの児童数の和を2で除して得る数（以下、「平均利用児童数」という。）を零歳児、1～2歳児、3歳以上児ごとに算定する。

ウ 各月初日（初日が日・祝日であった場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日としても可）における下記(ア)～(ウ)の合計を算定する（以下、「算定基礎児童数」という。）。

(ア) 零歳児の平均利用児童数に3を乗じて得る数

(イ) 1～2歳児の平均利用児童数に1.5を乗じて得る数

(ウ) 3歳以上児の平均利用児童数

ただし、算定結果が16人未満となる場合は、基準時刻のいずれか一方の時点における児童数をもって平均利用児童数とすることができる。

エ 施設独自保育士加算上限＝（算定基礎児童数－15）/15（小数点以下切り上げ）

ただし、各月初日の基準時刻のいずれかにおける3歳未満児が20人以上いる場合には、上記算定値に1を加える。

オ ア～エの算定は4月から7月まで行い、8月以降はその最大値を加算上限数とする。

ただし、児童の利用状況の変動のため加算上限数が上振れることが見込まれる場合は、報告により当月以降の加算上限数を更新することができる。

(2) 加算対象職員の特定

加算対象となる保育士は、5(1)アに定める施設独自職員のうち、公定価格上の加算（療育支援加算、チーム保育推進加算など）による増員、産休等代替職員、特別支援職員、その他補助金等により配置される職員及び月の所定労働時間が40時間に満たない職員のいずれにも該当しない者とする。

(3) 加算適用人数の判定

(1)の加算上限数と(2)の加算対象保育士数を比較し、少ない方を加算適用人数とする。

(4) 換算措置による加算適用

前項の判定にあたっては、加算の全部または一部について、(2)に該当する保育士の月の所定労働時間の合計を40で除した値（小数点以下切り捨て）を加算適用人数とすることができる（40時間換算）。

ただし、この場合の対象職員は、(2)の規定にかかわらず、月の所定労働時間が60時間以上であることを原則とする。

7 大田区一時保育事業実施要綱に定める各事業の担当職員等の取り扱いについては下記のとおりとする。

- (1) 一時預かり事業（一般型）担当職員
法外援護費算定上の職員からは除外する。
- (2) 一時預かり事業（余裕活用型）及び緊急一時預かり事業従事職員
法外援護費算定上の職員に含める。
- (3) 定期利用保育事業担当職員
保育事業との兼務職員について、法外援護費算定上の職員に含める（専任職員は対象外）。ただし、当月の利用児童数に対する必要保育士数（小数点2位以下切捨て）に、当該事業所の常勤職員の所定労働時間を乗じた時間数以上を、定期利用保育事業に充てること。
なお、定期利用保育事業に充てる時間数は、利用児童数が0人となる場合を除いて、常勤職員1名分の所定労働時間を下回ることはいできない。また、定期利用保育事業に時間数を充当する職員のうち1名以上は第2条（3）に定める常勤保育士とする。

8 法人本部に属する職員については、兼務の場合を含めて、法外援護費算定上の職員からは除外する。

別記14 「賃借料補填加算」とは、区内保育所に係る開設後の建物賃借料について、「費用の額の算定に関する基準等」第1条第51号に規定する賃借料加算の金額との差を補填するものであり、その算定方法等は次による。なお、当加算に基づく支給額は、東京都の定める「保育所等賃借料補助事業実施要綱（平成29年2月21日付28福保子保第3448号）」、「保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱（平成29年2月21日付28福保子保第3449号）」及び国の定める「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第30号）」が適用される期間をもって交付するものとする。

- 1 算定の対象となる建物賃借料とは、既存建物を借り上げて保育を行う場合に、使用の対価として貸主に実際に支払われる料金であり、賃料のほか礼金・消費税・更新料を含み、共益費・管理費・敷金・保証金を除くものとする（ただし、開設後6年目以降は礼金・更新料も除く）。
- 2 支給対象経費の算定にあたっては、1の建物賃借料から次に掲げる額を除くものとする。
 - (1) 「費用の額の算定に関する基準等」第1条第51号に規定する賃借料加算が支払われている場合の加算額
 - (2) (1)を除き、開設後の賃借料について当該加算以外の補助が支払われている場合の加算額
- 3 上限基準額については次の表の1欄による。なお、対象となる期間が12月に満たない場合、1欄の数字については対象期間に係る月数を12で除した割合を乗じて算定し、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 2により算定された額及び上限基準額のうち、小さい金額に次の表の2欄で定める加算率を乗じて得た額（以下この項から第8項までにおいて、「加算額」という。）を支給額とする。ただし、算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

	1 上限基準額（年額）	2 加算率
開設後5年目以内	45,000,000円	7/8（15/16（※））
開設後6年目以降	22,000,000円	3/4

（※）平成28年11月1日から平成29年4月1日までに開設した保育所について適用される割合

- 5 開設後6年目以降の施設については、当該施設の建物賃借料が公定価格における賃借料加算の額の3倍を超える場合のみ加算対象とする。
- 6 東京都認証保育所・小規模保育所・事業所内保育所のいずれかから認可保育所へ移行した施設については、移転及び定員変更を伴う場合には移行後の施設の開設した日を開設日とし、どちらか一方又は両方を伴わない場合には移行前の施設の開設した日を開設日とする。
- 7 分園設置園については以下のとおり加算額の調整を行う。
 - (1) 本園と分園を合わせて1施設とし、児童数及び対象経費等を合算して「開設後6年目以降区分」における加算額を算出する。
 - (2) 本園、分園ごとに「開設後6年目以降区分」における加算額を算出し、合算する。

- (3) (2) による算出額が、(1) による算出額を上回る場合は、その差額を調整額として、いずれか一方の園に係る加算額からこれを差し引き、なお調整額の残がある場合は、もう一方の園に係る加算額から差し引く。

8 「賃借料補填加算」の支給を受けるに当たっては、次の条件を遵守することとする。

- (1) 区長は、当該加算支給の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) 当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(ア) 及び (イ) に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
- (ア) 建物賃借料の支払に関する経費の配分を変更しようとするとき。
- (イ) 建物賃借料の支払に関する内容を変更しようとするとき。
- (ウ) 建物賃借料の支払に関する事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

なお、通常の契約更新予定日以外に、建物賃借料を変更する契約更新を交わし、結果的に当該加算の額を増額することとなるものについては、区長が特に認める場合を除き、当初予定されていた契約更新日に至るまで、更新以前の建物賃借料をもって加算額を決定するため注意すること。また、既に経過した月に遡っての賃借料変更も同様とする。

- (3) 当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、建物賃借料の支払いについて当該年度の3月31日までに完了しなければならない。
- (4) 当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、(3) の期間内に建物賃借料の支払いが完了しない場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 区長は、実績報告や地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、当該加算の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることがある。
- (6) 区長は、調査等の結果、当該加算の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (7) 当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、当該加算受給後に消費税及び地方消費税の申告によりこの加算項目に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。なお、当該加算の支給を受けようとする保育所の設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。
- (8) 建物賃借料に係る契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 当該加算の支給を受けようとする設置者は、当該建物建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 当該加算の受給に係る内容を締結する契約については、一般競争入札に付するなど区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 当該加算の対象経費となる建物賃借料については、当該建物の立地する地域の水準と均衡がとれていると認められる額を上限とする。特に、特定の期間のみ建物賃借料を増額させている場合は、契約期間の総建物賃借料を契約期間で除した額を加算の算定に用いる賃借料とする。

別記 15 分園設置園に係る留意事項は次のとおりとする。

1 施設型給付費及び法外援護費の支給に係る職員配置の基本的な考え方について

- (1) 分園設置園に係る施設型給付費及び法外援護費の支給については、本園（又は中心園）・分園それぞれの職員配置及び勤務実態に沿うことを前提とする。
- (2) 施設型給付費に係る職員配置については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日付児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に規定のとおりとする。
- (3) 区基準職員数については本園・分園それぞれにおいて算出し、各法外援護費の算定上必要とされる増配置職員数についても同様とする。

- (4) (3)に関わらず、年齢別配置基準保育士の算定方法等については、次のとおりとする。
- (ア) 本園・分園ごとに区基準による必要数を算出し、それぞれの区基準職員数に加入する。
- (イ) (ア)とは別に、本園・分園を一体として捉えた場合の、区基準による必要数を算出し、当該値が(ア)にて算出した必要数の合計値を上回る場合、その差を1歳児が在籍する本園・分園いずれかの区基準職員数に加入する。
- (5) (3)に関わらず、民間施設充実保育士については、本園・分園の合計定員及び特別保育事業実施状況に応じて必要数を算出し、本園の区基準職員数に加入する。
- (6) 別記13の7(1)に定める職員の特定については、上記(2)～(5)を踏まえたうえ、本園・分園それぞれで行うものとする。
- (7) クラス担任でない保育士については、本園・分園それぞれの職員配置基準を満たし、かつ各年齢にクラス担任を複数名配置する限りにおいて、両園間の流動的な配置を認め、そのことのみをもって直ちに非常勤職員とはみなさない。ただし、加算対象職員としての重複を認めるものではなく、籍はいずれか一方の園にあるものとする。

別記16 副食費加算は、令和元年10月以降の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更により、公定価格の2号認定こども基本分単価から減額される副食費相当額を補填するために支給するものである。

- (1) 本加算の対象児童は、3歳児以上の入所児童のうち区内に住所を有するものとする。ただし、公定価格の副食費徴収免除加算の対象児童を除く。

別記17

- 1 保育所対策事業費は、別表第1の「単価の適用対象」に掲げる保育の充実のための経費に充当することを要件とし、いずれかの項目について、その経費を負担していない場合、当該事業費の全部を支給しない。
- ただし、「民間施設充実保育士加算」の要件を充足しない場合は、次項による減算を行い、保育所対策事業費の全部支給停止に関しては、1か月から半年程度の猶予期間を設ける。
- 2 「民間施設充実保育士加算」に係る保育士の増配置がなされていない場合は、必要とされる保育士の種別に応じ、別記2の職員単価表(常勤)及び11時間開所保育対策費の非常勤保育士単価(非常勤)の額を、当月の法外援護費支給額から減算する。